

相模原市における豚熱発生時の県の対応について (第3報)

～ 第1回神奈川県危機管理対策本部会議決定事項 ～

7月8日、相模原市内において豚熱を疑う事例が発生したことにより、本日13時から第1回神奈川県危機管理対策本部会議を開催し、現在実施している遺伝子解析検査が陽性となった際（患畜と判定した際）の対処方針を別添のとおり決定しました。

《概要》

1 発生農場の概要

所在地：相模原市

飼養状況：豚 約4,400頭（疫学関連農場1農場を含む）

2 今後の対応

現在、実施している遺伝子解析検査が陽性となり、患畜と判断された場合は、本日開催の第1回神奈川県危機管理対策本部会議で決定された対処方針に基づき、防疫措置を実施します。

(1) 発生農場における飼養豚の殺処分を開始予定

3 遺伝子解析検査の確定予想時刻

現在、農業・食品産業技術総合研究機構 動物衛生研究部門(注)において遺伝子解析検査を実施しております。

※ 検査結果は8日18時ごろ公表予定です。

(注) 日本唯一の動物衛生に関する専門研究機関

《報道機関へのお願い》

- 1 発生現場及び近隣農場での取材は、本病のまん延を引き起こす恐れがあることから厳に慎むようお願いいたします。
- 2 今後とも、本病に関する情報提供に努めますので、発生農場名等が公表されて、生産者等の関係者が混乱することがないよう、ご協力をお願いいたします。
- 3 豚熱は、豚やいのししの病気であって人に感染することはなく、仮に豚熱にかかった豚の肉や内臓を食べても人体に影響はありません。また、感染豚の肉が市場に出回ることはありません。

問合せ先

(発生状況に関すること)

神奈川県環境農政局農政部畜産課

課長 高尾 電話 045-210-4500

安全管理グループ 田中 電話 045-210-4518

(本部会議に関すること)

神奈川県くらし安全防災局危機管理防災課

課長 能戸 電話 045-210-3420

調整グループ 山本 電話 045-210-3425

豚熱に対する県の対応について
〈第1回神奈川県危機管理対策本部会議対処方針〉

7月7日に神奈川県相模原市の養豚農場において死亡した豚等の豚熱の抗原検査を行ったところ、本日、陽性が確認されました。そのため、神奈川県危機管理対策本部会議を開催し、豚熱の患畜と判明した場合に備え、次のとおり対処方針を定めました。

1 防疫対策（主に対応する機関）

（1）発生農場における防疫措置【環境農政局】

発生農場への立入禁止、農場内のすべての豚の隔離等の緊急措置をとったうえで、豚の殺処分、農場全体の消毒、排せつ物等の汚染物品の処理などを実施する。

（2）制限区域の設定【環境農政局】

ワクチン接種区域においては、移動制限区域・搬出制限区域は設定しないが、国との協議のうえ、必要な措置を講じる。

（3）消毒ポイントの設置・消毒の実施【環境農政局、地域県政総合センター】

消毒ポイントを設置し、車両消毒を実施する。

（4）レンダリング及び焼却処理場所の確保【環境農政局】

殺処分した豚のレンダリング処理、焼却に係る場所を確保する。

（5）人員・資機材の確保【環境農政局、くらし安全防災局、地域県政総合センター】

現地における防疫措置に必要な人員及び資機材を確保する。家畜防疫員を確保するため、必要に応じて他都道府県等への派遣要請を検討するとともに、防疫作業補助の作業要員を現地に派遣する。

（6）県内養豚農家の豚熱感染拡大の防止【環境農政局】

感染拡大を防ぐため、県内養豚農家に対し、野生動物の侵入防止や消毒の徹底等を要請するとともに、異常豚の早期発見と家畜保健衛生所への早期通報を徹底する。

2 野生いのししにおける浸潤状況調査【環境農政局、地域県政総合センター】

野生いのししにおける豚熱の浸潤状況を確認するため、発生農場等の地点の周辺区域（当該地点から半径10km内）及び養豚農場周辺において、死亡した野生いのしし及び捕獲された野生いのししの抗原検査及び血清検査を少なくとも28日間実施する。

3 豚肉の安全対策・風評被害の防止【健康医療局、環境農政局】

と畜場における衛生管理や豚受入時のチェック体制及び異常時の通報体制の強化を徹底するほか、県民の不安解消のため、保健福祉事務所を通じて情報を提供する。

4 健康維持対策【健康医療局】

防疫従事者、農場従事者の従事者等に対する心身の健康維持対策の相談、指導を行う。

5 畜産農家への支援【環境農政局】

豚熱発生に伴う経済的損失に対し支援するため、農業制度資金による融資等を実施する。

6 中小企業等への支援【産業労働局、環境農政局】

食肉加工、流通など畜産関係に携わる中小企業者への影響を軽減するため、経営安定融資等による経済的支援を実施する。

7 畜産関連業者等の協力要請

(1) 一般的な防疫対策【環境農政局、くらし安全防災局】

発生農場への立ち入りを極力避けること及び取材の自粛要請を徹底する。また、消毒ポイントでの車両の消毒などへの理解・協力を求める。

(2) 豚飼育関係施設等における対策【環境農政局、福祉子どもみらい局、健康医療局、教育局】

豚類を飼育する学校や各種施設等においては、防疫対策として衛生管理を徹底するとともに、不要不急の来校・来所を自粛するよう依頼する。

(3) イベント等の自粛【環境農政局】

豚の品評会などの催物等の自粛を要請する。

8 各種相談窓口の設置【各局等】

豚熱に関する幅広い県民の相談に応えるため、別紙のとおり相談窓口を設置する。

9 知事メッセージの発出【環境農政局、くらし安全防災局、健康医療局】

県の豚熱対策の県民への周知、消毒等防疫措置や風評被害の防止などの県民への理解と協力を求めるため、知事メッセージを発出する。

令和3年7月8日

県内豚における豚熱ウイルスの検出にあたっての知事メッセージ

県民の皆様へ

- 本日、相模原市の養豚農場において死亡した豚等について豚熱の抗原検査を実施した結果、豚熱抗原陽性が確認されました。
- 豚熱は、豚やいのししの病気であり、人に感染することはありません。また、感染した豚の肉が市場に出回ることはありませんが、仮に感染した豚の肉を摂取しても人体には影響がありません。本県では、きめ細やかなワクチン接種を徹底しておりますので、周辺の農場に拡がることはありません。
- 引き続き本県では、国が行う遺伝子解析検査による豚熱感染の有無を確認します。この結果、感染が確認された場合は、国や市と連携して、当該農場における豚の殺処分・消毒等の防疫作業及び、近隣養豚農場へ緊急立入検査を実施するなど、感染拡大の防止に全力で取り組んでまいります。
- なお、報道機関の皆様におきましては、現場で取材される際など、靴底や車両からウイルスが拡散する懸念があります。このため、発生場所はもとより、その周辺における取材については、厳に慎むようお願いいたします。